平成２６年（フ）第２８７号
仙台市青葉区小田原８丁目２番36―203号
債務者　高橋サツ子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１１号
福島県石川郡石川町字立ケ岡554番地の３
債務者　我妻　優子（旧姓船岡）
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
長野県小県郡青木村大字夫神1543番地１
債務者　花見　千博
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１７５号
岐阜市水海道１丁目４番１号　エスポワール　ＳＡＷＡＤＡ202
債務者　常川　勝司
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第７８４号
名古屋市中村区日比津町３丁目12番20号　エスペランサ日比津201号
債務者　鈴木　　稔
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０号
鳥取県鳥取市吉成３丁目５―６　パークハイツ６号、住民票上の住所兵庫県美方郡新温泉町諸寄572番地の２
債務者　宮本　一紀
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８３号
広島市佐伯区五日市町大字上河内477番地２　レオパレス103号
債務者　広川永植こと　孫　　永植
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９９号
広島市安佐南区山本１丁目４番28―102号　Ｃ棟
債務者　上原　通弘
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０７号
広島県廿日市市佐方570番地１　102
債務者　木村真沙子（旧姓光井）
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２１号
広島市中区舟入中町５番17―1202号
債務者　佐藤　稚子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３２号
広島県山県郡北広島町阿坂360番地１　Ｈ―２
債務者　杉野　早苗
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９０号
広島県東広島市八本松東２丁目６番４号
債務者　前田　京子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９６号
広島市安佐北区口田南３丁目22番２―４号
債務者　西村　里美
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５９号
山口県下関市彦島田の首町２丁目28番７―５号、前住所山口県下関市彦島角倉町１丁目４番10号
債務者　上野　敏江
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
愛媛県今治市玉川町中村甲890番地２
債務者　寺田　秀敏
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第３２号
愛媛県今治市河南町２丁目２番28号　５号棟、前住所愛媛県今治市大新田町５丁目２番43号
債務者　谷本　誠一
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第１７号
高知県高岡郡越知町越知甲1368番地
債務者　井上美知子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
高知地方裁判所須崎支部